

# お知らせ information



## 今月の納税など

- 国民健康保険税 **5期分**
- 介護保険料 **5期分**
- 後期高齢者医療保険料 **5期分**

納期限は**12月2日(月)**です。

※ □座振替の方は、□座の残高確認をお願いします。

## 個人事業税第2期分の納税をお忘れなく

個人事業税の第2期分の納期限は12月2日(月)です。8月中旬に県から送付した納付書で、最寄りの銀行、信金、農協、漁協、ゆうちょ銀行(ゆうちょ銀行代理店の郵便局を

含む)などの金融機関やコンビニエンスストア、MMK端末設置の店舗(コンビニエンスストアやMMK端末設置の店舗では、納付書1枚当たりの金額が30万円以下のものに限る)、県税事務所で納付してください。

### ■問い合わせ先

県知多県税事務所課税第一課  
県民税・事業税グループ  
☎0569(89)8174

## 「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます ～年末調整・確定申告まで大切に保管を～

国民年金保険料は、所得税と住民税の申告で全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した

保険料が対象です。

平成31年1月1日から令和元年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月中旬に送付されます。年末調整・確定申告の際には、必ずこの証明書または領収書を添付してください。(令和元年10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付された方には、翌年2月上旬に送付されます)

家族の国民年金保険料を納付された場合も対象です。家族の方宛てに送られた控除証明書も大切に保管してください。

### ■問い合わせ先

- ▽ ねんきん加入者ダイヤル  
☎0570(003)004
- ▽ 半田年金事務所  
☎(21)2322

# 11月11日から17日は「税を考える週間」

## テーマ くらしを支える税

国税庁ホームページでは、児童や生徒などが自ら税について学習できるように、租税の意義、役割をわかりやすく解説した「税の学習コーナー」を提供しています。

税金に関するゲーム・クイズも掲載していますので、この機会に、ぜひご家族でご覧ください。



### 税の学習コーナー

- 税の学習コーナー  
トップページ
- 学習・入門編
- 学習・発展編
- 学習・応用編
- 学習・実践編
- 租税教育用教材
- 税の作文(中学生・高校生)
- ビデオ(ライブラリー)
- ゲーム
- クイズ
- 絵本・かみしばい
- Q&A(よくある質問)
- アンケート
- 先生方へ

令和元年度「こども国が税見学デー」のご案内

税の学習についてのアンケートにご協力をお願いします

入門編  
(小学生向け)

発展編  
(中学生向け)

応用編  
(高校生向け)

実践編  
(高校生以上向け)

**租税教育用教材**

- 租税教育の巻頭編
- 小学生用教材及び保護者用マニュアル
- 中学生用教材及び保護者用マニュアル
- 高校生用教材及び保護者用マニュアル

**税の作文**

- 令和元年度「中学生の「税についての作文」募集
- 令和元年度「税に関する高校生の作文」募集
- 税の作文(中学生・高校生)

**ビデオライブラリー**

- ビデオ(アニメ)
- Web-TAX-TV(インターネット番組)

■問い合わせ先  
半田税務署 ☎(21)3141

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

税の学習コーナー

検索
